

LIFEPLANNER'S NOTE

確定拠出年金（個人型）を利用できる方が増えました。



西保 高友

TAKATOMO NISHIYASU
スペシャルライフプランナー

京都ライフプランナーセンター第1支社
〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20
四条烏丸FTスクエア7F

Tel **075-212-3001**
Fax 075-212-8551
携帯電話 090-8299-0066
e-mail takatomo_nishiyasu@sonylife.co.jp

ファイナンシャルプランナー
相続診断士（相続診断協会認定）
トータル・ライフ・コンサルタント（生命保険協会認定FP）

ライフプランナー通信

いかがお過ごしでしょうか。いつも掲載している写真ですが、長男は今年から中学生になりました。この写真に載せ始めたのは幼稚園の時からで、以前卒園式の写真を掲載したのを覚えています。いつまで一緒に写真に写ってくれるか分かりませんが、まだ一番下の子供は2歳なのでしばらくは家族の写真を掲載し続けたいと思います。

普段皆さまのライフプランニングを一緒に行っていますが、我が家のライフプランはとても早く進んでいく気がします。いつも「ライフプランの見直しをしましょう。」とお伝えしていますが、まずは我が家ですね。

新聞等で取り上げられている「確定拠出年金（個人型）」（愛称 iDeCo：イデコ）を「ご存じですか？」
iDeCoは、公的年金の上乗せとして老後のために加入する私的年金のひとつです。基本的な仕組は、自分で拠出した一定の掛金を、自分で選んだ金融商品で運用し、60歳以降に年金もしくは一時金で受け取るというものです。投資信託に加え、定期預金などの元本確保型商品でも運用できますが、将来受け取る年金（または一時金額）は運用実績によって異なるのが特徴です。
2017年1月から、このiDeCoに専業主婦や公務員の方なども加入できるようになったのですが、税制上の優遇措置も多いことから注目を集めています（図）。

つ目は、「掛金は全額が所得控除の対象」となることです。このため所得税や住民税が軽減されます。2つ目は、「運用益が非課税」であること。通常、利息や運用益には税金がかかりますが、iDeCoではこの収益が非課税となります。3つ目のポイントは「老齢給付金の受取時に所得控除が受けられる」こと。年金として受け取る場合は公的年金等控除、一時金で受け取る場合は退職所得控除の対象となります。
このように、税制上の優遇措置のある制度ですが、原則として60歳未満での中途引き出しができない、運用の結果次第では元本割れのリスクがある商品もある、口座管理に関する手数料が必要など、注意点もあります。iDeCoについてご検討の際は、いつでもお気軽にお問い合わせください。

図：加入できる対象者の拡大と税制上の優遇措置

新たに広がるiDeCoの加入対象者		
2016年まで		2017年1月以降
自営業者など 企業年金等がない会社員	+	専業主婦など 公務員・私学共済加入者 企業年金等 ^{*1} に加入している会社員
3つの税制優遇措置について		
拠出時 掛金が全額所得控除	運用時 運用益が非課税	給付時 老齢給付金受取時に控除がある ^{*2}

*1 企業年金等とは確定拠出年金（企業型）、確定給付企業年金等。確定拠出年金（企業型）を実施している企業は、確定拠出年金（企業型）規約で確定拠出年金（個人型）への加入を認めている場合のみ加入が可能

*2 一時金は「退職所得控除」、年金は「公的年金等控除」